

多古町国民保護計画を策定しました

町では、国民保護法に基づき、多古町国民保護計画を策定しました。この計画は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態が発生した場合、国や県と連携して町民の皆さんを迅速かつ的確に保護できるように策定するものです。

この計画には、日頃から備えておくべき事項、実施体制、住民の避難・救援に関する事項などを盛り込んでいます。

計画の主な内容

◆平素からの備え

- ▽国民保護措置に必要な組織体制や、24時間即応可能な体制を整備します。
- ▽国民保護用サイレンの発令、避難指示、避難誘導などを迅速、的確に伝える体制を整備します。

◆武力攻撃事態や緊急対処事態への対処

■実施体制

- ▽国の指示により「多古町国民保護対策本部」を設置し、住民の避難・救援などの対策を総合的に実施します。
- ▽国による事態認定前であっても、町独自の対応として迅速に初動体制を確立し、切れ目のない対策を充実に実施します。

■避難と救援

- ▽県からの警報や避難指示を住民へ伝達するとともに、避難

- 指示の内容に応じた避難実施要領を策定し、的確かつ迅速な避難誘導を実施します。
- ▽県、関係機関と連携協力し、食料・飲料水・生活必需品の供与など、避難住民の救援を実施します。
- ▽安否情報を収集し、個人情報に留意しながら、家族の方などに提供します。
- ▽武力攻撃災害への対処等
- ▽災害による被害が最小となる

- ように、生活関連施設の安全確保などの対策を実施します。
- ▽災害が鎮静化した後は、保健衛生の確保や廃棄物対策を実施するほか、生活関連物資などの価格の安定、生活基盤の確保のための支援を行います。
- ▽被災したライフライン施設、輸送路等の迅速な応急復旧が行われるよう努めます。

多古町国民保護計画策定までの経緯



H19.1.31 開催の第2回国民保護協議会の様子

(国及び県)	H16年9月 H17年3月	H18年1月	(多古町)	H18年3月	7月
○国民保護法の施行 ○国民の保護に関する基本指針が示される	○千葉県国民保護計画の策定	○多古町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定 ○多古町国民保護協議会条例の制定	○第1回多古町国民保護協議会の開催 ・多古町国民保護計画(骨子案)などについて承認	○多古町国民保護協議会に諮問 ・多古町国民保護計画(案)について ○第2回多古町国民保護協議会の開催 ・多古町国民保護計画(案)について承認	○多古町国民保護協議会から答申 ・多古町国民保護計画(案)について適当と認める ○千葉県知事との協議 ○多古町国民保護計画の策定 ・知事との協議が終了し、計画策定作業が終了 ○多古町議会への報告

国民保護法とは

正式名称は『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』で、平成16年9月に施行されました。

国民の生命や身体、財産を武力攻撃や大規模テロなどから保護するための国や地方公共団体などの役割を「避難」「救援」「武力攻撃事態に伴う被害の最小化」の三つの柱として定めています。

想定する事態とは

- ◎武力攻撃事態(外国からの攻撃)
 - 着上陸侵攻 ●ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - 弾道ミサイル攻撃 ●航空攻撃
- ◎緊急対処事態(日本人や外国人による大規模テロ)
 - 毒性物質などの大量散布による攻撃(サリンや炭疽菌など)
 - 大規模集客施設への攻撃(駅・列車・劇場等の爆破)
 - 危険物質を有する施設への攻撃(原子力発電所・ガス貯蔵施設など)
 - 交通機関を破壊手段とする攻撃(航空機を使った自爆テロなど)

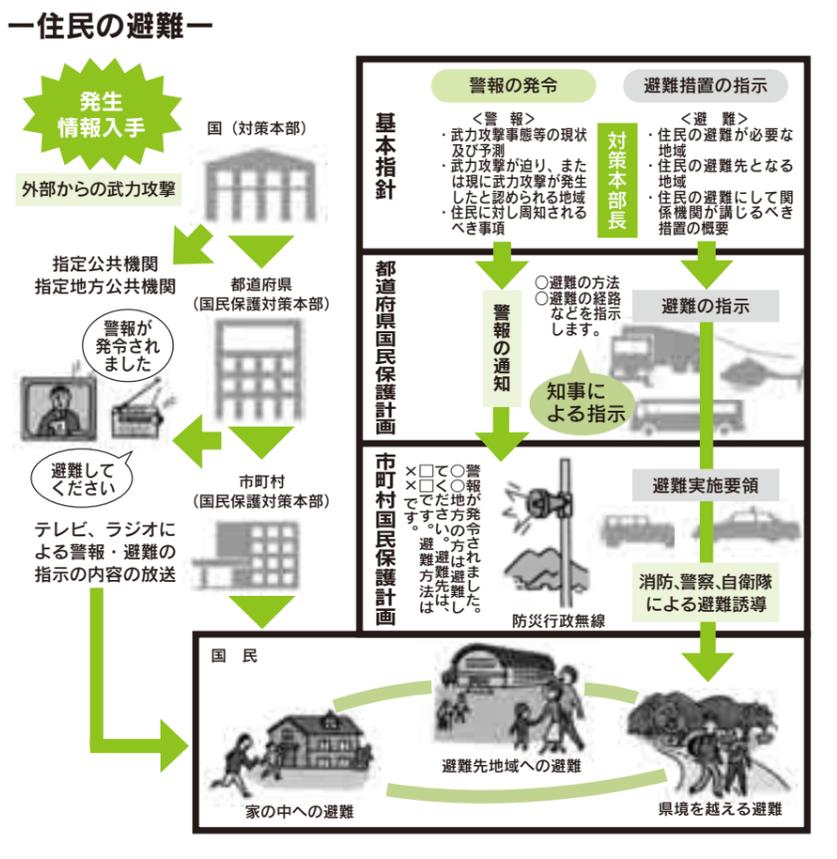
◆町民の皆さんへ

武力攻撃や大規模テロが、万一発生した場合は、町民の皆さんの自発的な行動や協力が重要です。ご近所や地域ぐるみでの助け合いや協力をお願いします。

- ① 避難住民の誘導への協力
- ② 避難住民の救援等への協力
- ③ 消火、負傷者の搬送、救助等への協力
- ④ 保健衛生の確保への協力



※町民の皆さんの協力は自発的な意思に委ねるものであって、強制するものではありません。また、協力を求める場合には、安全確保に十分配慮します。



※「多古町国民保護計画」は、町公式ホームページでご覧になれます。

多古町ホームページ

<http://www.town.tako.chiba.jp/>

※国民保護についての詳しい情報は、次のホームページをご覧ください。

国民保護ポータルサイト(内閣官房)

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

《警報のサイレン》

警報のサイレン音は、国民保護ポータルサイトで試聴できます。

■お問い合わせ 役場総務課交通防災係 ☎(76)2611

わたしたちが町の相談員です

町では毎月1回、生活や人権にかかわる苦情や相談をお受けする「住民相談」を開設しています。そこでお話を伺うのが「行政相談委員」「人権擁護委員」の皆さんです。

相談は無料で、秘密は守られます。どうぞ、お気軽にご相談ください。

- 行政相談委員
 - 平山きみ子(水戸)
 - 人権擁護委員
 - 川口 勤二(高根)
 - 飯塚益五郎(飯笹)
 - 鈴木 正子(西谷)
 - 小川 成義(桧木)
 - 宇井 葉子(方田)
- 【敬称略】

広報へ情報をお寄せください

「広報たこ」をより親しまれる広報紙とするため、地域情報の提供や紙面への意見提案などを広報協力員の皆さんにお願いしています。

身の回りに耳寄りな情報がありましたら、ぜひ広報協力員または広報係までお寄せください。

- 広報協力員
 - 佐藤 嘉直(仲町)
 - 和田 数広(飯新)
 - 椎名美恵子(千田)
 - 高橋 英治(鷹の巣)
 - 平山 均(次浦)
 - 横山 昭司(十余三)
 - 佐藤万壽美(塙)
 - 佐藤 明(南台)
 - 内藤 正(南和田)
 - 桐谷やよい(坂並)
- 【敬称略】

■総務課広報係 ☎(76)2611